

令和 3 年 5 月 3 日

社会福祉法人 高槻ライフケア協会
理事長 河坂昌利 様

監事 榎木真吉



監事 大神尚武



監査報告書

私たち監事は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの令和2年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

- 1 日時 令和3年5月3日（月曜日） 13時30分から16時00分まで
- 2 場所 社会福祉法人 高槻ライフケア協会 会議室
- 3 立会人 理事長 河坂昌利
事務長 池田 繁
- 4 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告等（事業報告及びその附属明細書）について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討いたしました。

5 監査意見

①事業報告等の監査結果

認定 不認定	事業報告書等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
指摘事項	第5回評議員会において、理事長が事業内容の報告ができていない。第4回及び第5回の評議員会議事録に、議事録署名人の筒井氏の署名（又は記号押印）が確認できない
認定 不認定	理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません
指摘事項	第4回評議員会における定款変更の議案について、新旧対照表が添付されていないため、変更事項が不明。基本財産変更に係る届出書について、新橋戸である高槻市の収受印のある副本が存在し、コンサル契約の金額が

②計算関係書類及び財産目録の監査結果 理事長専決の範囲を超えているため、経理規程に違反している

認定 不認定	計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。
指摘事項	理事及び監事の報酬額の上限が設定されていない